

○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（案）

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
	細区分	又は市街化調整区域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域又は用途地域											
	市区	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←								
	その他	×	←	←	×							
森林地域	保安林	×	←	←	×	←						
	その他	△	←	←	↑	←	×					
地自然公園	特別地域	×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域	△	←	←	←	←	○	○	×			
地自然保全	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×	

注

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

←：矢印方向の利用を優先する。

↔：原則として矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する。

←：原則として矢印方向の利用を優先するが、矢印方向の利用との調整を図ることによりもう一方の利用を認める。

△：原則として都市的な利用を優先するが、他方の機能維持に努める。

○：両地域が両立するよう調整を図る。

○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（現行）

五地域区分	五地域区分		都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
	細区分	細区分	又は市街化調整区域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域又は用途地域												
	市街化調整区域		×										
農業地域	その他		×	←	←								
	農用地区域		×	←	←	×							
森林地域	保安林		×	←	←	×	←						
	その他		△	←	←	↑	←	×					
地自然公園	特別地域		×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域		△	←	←	←	←	○	○	×			
地自然保全	特別地区		×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区		×	←	←	←	←	○	○	×	×	×	

注

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

←：矢印方向の利用を優先

←：原則として矢印方向の利用を優先するが、矢印方向の利用との調整を図ることによりもう一方の利用を認める。

△：原則として都市的な利用を優先するが、他方の機能維持に努める。

○：両地域の調整を図るものとする